

静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第26号

静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

静岡県流域下水道事業財務規則（平成31年静岡県規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>会計管理者の行う職務の専決</u>)</p> <p>第10条 会計管理者の行う職務については、次に定める区分に従い専決処理することができる。ただし、異例のものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 課長の職にある出納員の専決処理することができる事務</p> <p>ア 第44条第4項の<u>口座振替請求書</u>の送付</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>(<u>会計管理者等の行う職務の専決</u>)</p> <p>第10条 会計管理者の行う職務については、次に定める区分に従い専決処理することができる。ただし、異例のものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 課長の職にある出納員の専決処理することができる事務</p> <p>ア 第44条第4項の<u>口座振替通知書</u>の送付</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p><u>2 沼津土木事務所総務課長の職にある出納員は、別表第1第3号に掲げる区分により総務課長専決とされた事項を専決処理することができる。</u></p>
<p>(支出予算の配当等)</p> <p>第145条 <u>第143条</u>の通知があったときは、これをもって配当があったものとみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>(決算及び附属書類の作成)</p>	<p>(支出予算の配当等)</p> <p>第145条 <u>第142条</u>の通知があったときは、これをもって配当があったものとみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>(決算及び附属書類の作成)</p>
<p>第158条 (略)</p> <p>2 <u>第141条第2項</u>の規定は、前項第7号のキャッシュ・フロー計算書の作成にこれを準用する。</p> <p>3 <u>第141条第3項</u>の規定は、決算における報告セグメントの区分にこれを準用する。</p>	<p>第158条 (略)</p> <p>2 <u>第141条第3項</u>の規定は、前項第7号のキャッシュ・フロー計算書の作成にこれを準用する。</p> <p>3 <u>第141条第4項</u>の規定は、決算における報告セグメントの区分にこれを準用する。</p>
<p>別表第1 (第5条、第6条、第7条関係)</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>別表第1 (第5条、第6条、第7条、<u>第10条</u>関係)</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第74号中「第116条第2項」を「第115条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項第5号ア、第145条第1項並びに第158条第2項及び第3項の改正並びに様式第74号の改正規定は、公布の日から施行する。